

角田農業振興地域整備計画変更理由書

第1 整備計画の変更を必要とする理由

本市の農業を今後も基幹産業の一つとして維持していくためには、第6次長期総合計画及び農業経営基盤の強化に関する基本的な構想等を踏まえ、ほ場整備等を進め、地域の特性に即した農業振興を図る必要がある。

令和3年度に、尾袋川東地区において土地改良法第2条第2項に基づく土地改良事業である農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を活用しているが、事業の計画変更があり、一部地番の編入を行い、計画の変更を行うもの。

また、別添の意見書の内容での除外の申出があり、変更理由としての5要件等を満たしていると思われることから、整備計画の変更を行うもの。

第2 農用地利用計画の変更

(1) 土地利用の現況

（単位：a）

区 分	総面積	農 用 地					混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
		田	畑	樹園地	採草放牧地	計				
農業振興地域内	10,248.5	3,420.2	1155.4	148	78	4,801.6	-	56.3	2,749.6	2,641
農用地区域内	3,840.9	3,072.6	201.5	148	53	3,475.1	-	15.3	350.5	

- (注) 1 肥培管理あるいは造成された草地は畑とし、野草地を採草放牧地として取り扱うこと。
 2 「農業振興地域内」及び「農用地区域内」の面積については、直近の「確保すべき農用地等の面積の目標達成状況」（旧「管理状況報告」）の調査結果によること。
 3 面積は、小数第2位で四捨五入し、小数第1位まで記入すること。

(2) 農用地利用計画変更面積総括表（用途区分別面積）

（単位：a）

区 分	総面積	農 地	採草放牧地	混 牧 林 地	農業用施設用地
農用地区域編入	4.9	4.9	0	0	0
農用地区域除外	△17.7	△17.7			
用途区分の変更					
差引増減	△12.8	△12.8	0	0	0

- (注) (1)の(注)1及び3に準ずる。

(3) 変更内容—角田農業振興地域整備計画変更（農用地利用計画の変更）案件整理表

番号	変更内容	所在 (字名・地番等)	面積 (a) 注2	土地利用 現況	用途区分 注3		農業生産状況 注4	土地基盤 整備事業 関連等 注5	他の土地利用 規制等 注6	変更する具体的理由 注7	備考 注8
					前	後					
1	編入	角田市江尻字東浦62-3	1.6	畑	白地	畑	野菜	令和3年度農業競争力農地整備事業	なし	令和3年度農業競争力農地整備事業に係る追加編入によるもの	畑 164 m ²
2	編入	角田市江尻字東浦63-2	3.3	田	白地	田	稲作	令和3年度農業競争力農地整備事業	なし	令和3年度農業競争力農地整備事業に係る追加編入によるもの	田 326 m ²
計	(件数) 2件		4.9								
3	除外	角田市角田字老ヶ崎273	△8.2	田	田	白地	稲作		なし	角田自動車学校がドローン操縦資格取得に係る教習場開設するために除外するもの。	田 816 m ²
4	除外	角田市角田字老ヶ崎274-1	△3.7	田	田	白地	不耕作		なし	角田自動車学校がドローン操縦資格取得に係る教習場開設するために除外するもの。	田 374 m ²
5	除外	角田市笠島字林41	△5.8	畑	畑	白地	不耕作		なし	耕作放棄地であり、生産性が低く耕作しにくいためスギを植林するもの。	畑 584 m ²
計	(件数) 3件		△17.7								
6	用途変更										
7	用途変更										
計	(件数) 件										
計	(件数) 5件		△12.8								

<記載上の注意>

注1 変更案件は、「変更内容」が編入、除外及び用途変更である案件ごとにまとめ、この順により記載する。

2 「面積」は、小数第2位で四捨五入し、小数第1位まで記入する。

3 「用途区分」には、農用地利用計画で指定されている用途区分を記入する。

なお、農用地区域以外の区域は「白地」と記載する。

4 「農業生産状況」には、作目（例えば水稲、牧草等）、反収（kg）等を記入する。

なお、不耕作の場合は、不耕作地となった年次とともに「不耕作 平成2～」のように記載する。

5 「土地基盤整備事業関連等」には、当該土地に実施された（又は実施中の）土地改良事業、農用地開発事業、農業構造改善事業等土地基盤整備事業の事業名、事業実施年度（又は事業完了年度）等を記入する。

6 「他の土地利用規制等」には、他の法令等により当該土地の利用上の規制について具体的に記入する（例えば「都市計画区域」、「市街化調整区域」、「地域森林計画区域」、「県立自然公園普通地域」等）。

7 「変更する具体的理由」には、編入案件については、補助事業等の具体的な事業計画が予定されているとき、事業の概略（事業名、事業実施予定年度）等を、除外及び用途変更の案件については、農用地等の転用計画が予定されているとき、その内容の概略を具体的に記入する。

8 (1) 農地転用許可が必要となる案件については、必要となる許可の農地法の条項を示すこと。例「(要)農地法第4条許可」

(2) 「農用地利用計画変更意見書」の提出を不要とした場合は、備考欄に事務取扱要領第3の4(1)但し書き①から③のうちいずれに該当するかを記載すること。